

## 第 20 回接続政策委員会 議事概要

日 時 平成 24 年 7 月 10 日（火）16：00～17：00  
場 所 総務省第 1 会議室  
参加者 接続政策委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、佐藤委員、  
関口委員、藤原委員、森川委員  
事 務 局  
(総 務 省) 安藤電気通信事業部長、古市事業政策課長、  
二宮料金サービス課長、  
大村料金サービス課企画官、  
安東料金サービス課課長補佐、  
山野料金サービス課課長補佐

### 【議事要旨】

- ① 長期増分費用方式に基づく接続料の平成 25 年度以降の算定の在り方について
- 事務局から報告書（案）の説明が行われた後、討議が行われた。
  - 報告書（案）の一部を修正した上で、電気通信事業政策部会に対して報告を行うこととなった。

### 【主な発言等】

東海主査：これまで、合同公開ヒアリングを開催し、2 度の論点整理を実施するなど精力的に議論を重ねた上で、前回は、報告書骨子案をもとにより踏み込んだ内容について議論いただいた。本日の議論が、検討の節目であるため、これまでの議論の集大成となれればと考えている。

関口委員：報告書（案）の内容については、前回の議論を踏まえたものとなっており問題ないと思う。次の 3 年間で見直しは難しいものになるだろうという感想を持った。

佐藤委員：報告書（案）の内容については、これまで様々な角度から議論を行った結果が反映されているため、特段の異論はない。今後行われる意見募集の結果を踏まえて、改めて修正点等について議論することになると思うが、当面は今回の報告書（案）にあるような方向性で制度が動くこととなる。接

続料算定に係る現状は日々変わりつつあるため、次の時代に向けて、次期モデル検討のための速やかな準備が必要である。

相田委員：報告書（案）の主な内容については、特段の異論はない。ただし、NTSコストの扱いについて、p.35に「利用者負担の軽減の観点から」との記載があるが、分かりやすさの観点から、ユニバーサルサービスと基本料の関係について、報告書（案）のいずれかの箇所で述べるべきではないか。

事務局：ユニバーサルサービス制度の概略については、第1章の「これまでの経緯」に記載しており、また、NTSコストの付替え等の詳細な経緯については、第3章の「経緯と現状」に記載しているところであるが、より分かりやすい内容となるよう、必要に応じて修正させていただきたい。

森川委員：報告書（案）の内容については、問題ないものとする。今後は、LRICだけでなく、ユニバーサルサービス制度や他の接続料等も含め、電気通信事業に関する施策全体を俯瞰した上で、IP化の時代に合わせた様々な検討を進めて行く必要があるものとする。

藤原委員：報告書（案）には、これまでの議論が適切に反映されているものとする。表現ぶりについてであるが、p.53第4段落において、「次期モデル」という表現が「また」で繋がれている点に違和感がある。また、「本格的な見直しについても」の部分であるが、本格的な見直し以外に想定するものがないければ、「ついても」と記載する必要はないのではないか。

事務局：第2章での内容を引用している箇所であり、従来の検討に加えて本格的な見直しについても幅広い検討が必要である旨を記載しているとの趣旨であるが、ご指摘を踏まえ、より適切に修正させていただきたい。

酒井主査代理：報告書（案）の内容については、特段の異論はない。接続料はコストベースで算定されてきたが、従来は電話サービスを特別扱いしてきた。IP化の進展によって、IP網の中で従来の電話サービスをどのように扱うのかについて検討が必要である。IP化に係るこれらの検討は、困難なものになると考えられる。

東海主査：前回の接続料算定の検討の際には、NTT東西から概括的展望が公表される前であったことから、環境変化について不透明な部分もあり、適用期間を2年間とした。今回は、概括的展望の公表等を踏まえ、今後のIP網への移行の方向性がある程度明らかになったことから、IP化に向けた流れ

を反映させる工夫として、償却済み比率に関する新たな補正措置の考え方を導入するなど、現在の時節に適った新たなLRIC方式の考え方を整理することができた。

本日の議論を踏まえた報告書の修正については、主査及び事務局に一任をいただきたい。修正後の報告書については、当委員会の検討結果として、7月下旬に開催予定である電気通信事業政策部会に報告することとしたい。また、今後、意見募集を実施した後、接続政策委員会において再度調査・検討を行う予定である。

委員一同：了。

以上